

神機健発第 83 号
令和 2 年 3 月 13 日

事業主・事務担当者様

神奈川県機器健康保険組合
理事長 坂本 康祐
(公印省略)

特定の法人事業所の健康保険手続きの一部電子申請義務化について

浅春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する業者の作業時間）を削減するため電子申請の利用促進を図っております。この取り組みの一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する手続きを行う場合、一部の手続きについては必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

当健康保険組合では、国が構築する電子申請が整い次第、運用開始する予定（令和 2 年 11 月から開始予定）となっておりますので、事務取扱等詳細が決まり次第、改めてご案内させていただきます。

なお、義務化にかかる内容等につきましては、裏面をご覧くださいませようお願いいたします。

記

1. 対象事業所（特定法人）

- ・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が 1 億円を超える法人
- ・相互会社(保険業法)
- ・投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
- ・特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

2. 義務化対象の手続き(一部の手続き)

被保険者報酬月額算定基礎届・被保険者報酬月額変更届・被保険者賞与支払届

3. その他【裏面の用語解説】

『G ビジネス ID』

経済産業省を中心に構築が進められている法人版のマイナンバーである法人番号を利用し、一つの ID とパスワードで複数の行政システムにログインできるシステムとなり法人共通認証基盤のことです。

『e-Gov』

「E-government」主にコンピューターネットワークやデータベース技術を利用した日本の電子政府を意味し、総務省が設置している各府省の電子申請を一元的に受け付ける行政ポータルサイト「e-Gov」となっております。

『マイナポータル』

「ポータル」は「玄関」を意味し、利用者がインターネットで最初に訪れるサイトのことを意味します。

「マイナポータル」はマイナンバーの利便性を高めることを目的に、内閣府がマイナンバー制度に基づいて構築した Web サービスです。

(お問い合わせ先)

神奈川県機器健康保険組合

TEL 045-641-7713

事業主・事務担当者 様

神奈川県機器健康保険組合

**2020年4月から特定の法人(※)について
電子申請が義務化されますが…
『健康保険』の電子申請環境の運用開始は、
2020年11月からとなります。(予定)**

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する手続きを行う場合、一部の手続きについては必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

(※) 特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が**1億円**を超える法人
- 相互会社 ○投資法人 ○特定目的法人

- * 電子申請の義務化は、2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。
- * 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

運用開始時期

○**厚生年金（2020年4月～）**

『GビジネスID』と『e-Gov』を連携させた電子申請環境運用開始

○**健康保険・厚生年金（2020年11月～）**

『GビジネスID』と『マイナポータル』を連携させた電子申請環境運用開始（現在構築中）



※厚生年金に係る4月から10月の申請は、現在運用されているe-Govが利用できます。健康保険組合はe-Govの受理機関ではないため、e-Govを通じた申請ができません。健康保険の申請は4月から10月の間、新たに回線敷設等をしていただく必要はありませんが、電子ファイルによる申請に向けた準備をお願いいたします。

義務化対象の手続き

※対象手続きのうち、健康保険・厚生年金に関する手続き

- 健康保険・厚生年金 **報酬月額算定基礎届**
- 健康保険・厚生年金 **報酬月額変更届**
- 健康保険・厚生年金 **賞与支払届**